

投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則に関する細則

平成16年 3月19日制定
平成16年12月10日改正
平成17年 5月19日改正
平成18年 5月11日改正
平成18年 6月 8日改正
平成19年 1月19日改正
平成19年 9月21日改正
平成20年 3月21日改正
平成21年 1月16日改正
平成21年 3月19日改正
平成21年 9月16日改正
平成22年10月14日改正
平成24年 3月15日改正
平成24年12月20日改正
平成26年 6月12日改正
平成26年11月20日改正
平成27年 7月16日改正
平成29年 5月18日改正
令和元年 9月12日改正
令和 4年 5月19日改正
令和 5年 1月19日改正

(目 的)

第1条 この細則は、投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則（以下「規則」という。）の施行に関し、必要な事項を定める。

(組入れ資産の売買状況等)

第2条 規則第3条第1項第6号に規定する細則で定める区分すべき資産の種類は、次に掲げる資産とし、その表示に当たっては、当該各号に定める種類毎に表示するものとする。

- (1) 株式 上場及び登録株式並びに未上場及び未登録株式
- (2) 新株予約権証券（新株引受権証券を含む。以下同じ。）
- (3) オプション証券等
- (4) 新株予約権付社債（転換社債）
- (5) 公社債 国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券（投資法人債券を含む。）
- (6) 投資信託受益証券及び投資証券
- (7) 新投資口予約権証券
- (8) その他有価証券 コマーシャル・ペーパー及び貸付債権信託受益権並びに海外の譲渡性預金証券及び外国貸付債権信託受益証券
- (9) 金銭債権
- (10) 約束手形
- (11) 商品（投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令第480号（以下「政令」という。））第3条第9号に規定するものをいう。以下同じ。）

- (12) 先物取引 株式先物取引、債券先物取引及びその他先物取引
- (13) オプション取引 株式指数、個別株、債券、金利、通貨及びその他のオプション取引
- (14) スワップ及び先渡取引 金利、通貨、金利先渡、為替先渡及びその他のスワップ及び先渡取引
- (15) 親投資信託受益証券 それぞれの親投資信託毎

(派生商品の取引状況等)

第3条 規則第3条第1項第7号に規定する細則で定める区分すべき派生商品の種類は、次に掲げる種類とし、その表示に当たっては、当該各号に定める種類毎に表示するものとする。

- (1) 先物取引 株式、債券及び商品等に区分し、それぞれの銘柄毎
- (2) オプション取引 株式、債券及び商品等に区分し、それぞれの銘柄毎、かつコール及びプットの別

(主要な売買銘柄)

第4条 規則第3条第1項第9号に規定する細則で定める区分すべき資産の種類は、次に掲げる種類とする。

- (1) 株式
- (2) 新株予約権証券
- (3) オプション証券等
- (4) 新株予約権付社債（転換社債）
- (5) 公社債

(利害関係人との取引状況等)

第5条 規則第3条第1項第10号に規定するその他細則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 利害関係人が発行する有価証券等の売買状況及び期末保有高
- (2) 利害関係人である金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和23年法律第25号、以下「金商法」という。）第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。）及び外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいう。以下同じ。）が主幹事となって発行される有価証券の取得状況
- (3) 利害関係人である金融商品取引業者等又は金融機関が私募の取扱い代表者となっている有価証券の取得状況
- (4) 売買委託手数料総額に対する利害関係人への支払比率

(組入れ資産の明細)

第6条 規則第3条第1項第13号に規定する細則で定める区分すべき資産の種類は、次に掲げる資産の種類とし、その資産の明細の表示に当たっては、当該各号に定める種類毎に個別銘柄を表示するものとする。

- (1) 国内株式 上場株式並びに未上場株式
- (2) 外国株式 上場及び登録株式並びに未上場及び未登録株式

- (3) 国内新株予約権証券
- (4) 外国新株予約権証券
- (5) 国内オプション証券等
- (6) 外国オプション証券等
- (7) 国内新株予約権付社債（転換社債）
- (8) 外国新株予約権付社債（転換社債）
- (9) 公社債 国内公社債は債券の種類別、外国公社債は通貨別
- (10) 国内投資信託受益証券及び投資証券
- (11) 外国投資信託受益証券及び投資証券
- (12) 新投資口予約権証券
- (13) ファンド・オブ・ファンズが組入れた邦貨建投資信託受益証券
- (14) ファンド・オブ・ファンズが組入れた外貨建投資信託受益証券
- (15) 国内その他有価証券
- (16) 外国その他有価証券
- (17) 金銭債権 国内及び外国別
- (18) 約束手形 国内及び外国別
- (19) 信託受益権、匿名組合出資持分又は受益証券発行信託 国内及び外国別
- (20) 商品
- (21) 先物取引 国内及び外国別
- (22) オプション取引 国内及び外国別
- (23) 個別株オプション取引 国内及び外国別
- (24) スワップ及び先渡取引
- (25) 親投資信託受益証券

（投資信託財産の構成）

第7条 規則第3条第1項第17号に規定する細則で定める区分すべき資産の種類は、次に掲げる種類とする。

- (1) 株式
- (2) 新株予約権証券
- (3) オプション証券等
- (4) 新株予約権付社債（転換社債）
- (5) 公社債
- (6) 投資信託受益証券及び投資証券
- (7) 新投資口予約権証券
- (8) その他有価証券
- (9) 金銭債権
- (10) 約束手形
- (11) 信託受益権
- (12) 匿名組合出資持分

- (13) 受益証券発行信託
- (14) 商品
- (15) 親投資信託受益証券
- (16) コール・ローン等、その他

(分配原資の内訳)

第7条の2 規則第3条第5項に規定する細則で定める事項は、次に掲げる項目とする。

- (1) 当期分配金
- (2) 当期分配金の内、当期の収益、当期の収益以外
- (3) 翌期繰越分配対象額

(運用報告書(全体版)及び交付運用報告書の交付を要しない場合)

第8条 規則第10条第1項及び第10条の2第1項に規定する細則で定める場合は、次に掲げる事項とするものとする。

- (1) 受益証券の取得の申込みの勧誘が適格機関投資家私募の方法により行われたものであって、投資信託約款において運用報告書を交付しない旨を定めている場合
- (2) 受益者の同居者が確実に当該運用報告書の交付を受けると見込まれる場合であって、かつ、当該受益者が当該運用報告書の交付を受けないことについてその作成期日までに同意している場合(当該作成期日までに当該受益者から当該運用報告書の交付の請求があった場合を除く。)
- (3) 受益証券が金融商品取引所に上場されている場合(受益証券が金商法第2条第33項に規定する特定上場有価証券である場合を除く。)
- (4) MR F (MR F 及びMMFの運営に関する規則(以下「MR F等規則」という。))第1条の2第1項に規定する投資信託をいう。)
- (5) 金商法第4条第3項に規定する特定投資家向け有価証券であって、運用報告書に記載すべき事項に係る情報が金商法第27条の32第1項に規定する発行者情報として同項又は同条第2項の規定により提供され、又は公表される場合(投資信託約款において運用報告書の交付に代えて当該情報の提供又は公表が行われる旨を定めている場合に限る。)

(取りまとめ交付の受益者確認)

第9条 規則第10条第2項第2号に規定する細則で定める確認方法は、受益者に決算期又は作成期毎の交付若しくは取りまとめ交付のいずれかを選択させる方法とする。この場合において、取りまとめ交付は、3ヵ月毎の交付を原則とし、4ヵ月以上12ヵ月以内の交付期間については投資信託委託会社(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)第2条第11項に規定する投資信託委託会社をいい、以下「委託会社」という。)の判断により設けることができるものとする。

2 受益者から交付方法の変更の申し出があった場合は、受益者の意向に従い運用報告書の交付方法を変更するものとする。

(日々決算型公社債投信の組入債券の個別銘柄明細)

第10条 規則第12条第2項に規定する細則で定める事項は、額面及び償還年月日とする。

第11条 (削除)

(MR F及びMMFの月次開示の表示項目)

第11条の2 規則第16条の2第2項に規定する細則で定める方法は、次に掲げる月次開示事項について、当該各号に掲げる表示方法とする。

- (1) 組入資産の種類別残高及び組入比率 国債証券、地方債証券、特殊債証券(金融債券を除く。以下この条において同じ。)、金融債券、普通社債券、CP、CD及びその他資産(コール・ローン、預金、未収金及び未払い金その他の資産をいう。以下この条において同じ。)に区分して、それぞれの資産毎に額面金額(その他資産を除く。以下この条において同じ。)、評価額及び組入比率(純資産総額又は資産の総額に対する評価額の比率をいう。以下第2号において同じ。)を表示するものとする。ただし、額面金額及び評価額については表示を省略することができる。
- (2) 公社債及び短期金融資産の発行体別組入比率の状況は次に掲げるいずれかの表示方法により表示するものとする。
 - (イ) 公社債及び短期金融資産の上位10発行体別組入比率の状況 公社債(MR F等規則第19条第1項第5号に規定する社債券及び金融債券をいい、同条第1項第1号に規定する国債証券、第2号に規定する地方債証券及び特殊債証券を除く。)及び短期金融資産(CP、CD、コール・ローン等(国債等を担保とする有担保コール・ローンを除く。))をいう。以下同じ。)に区分して、それぞれの資産毎に発行体名及び組入比率を表示するものとする。ただし、公社債を表示するに当たり国債証券、地方債証券及び特殊債証券を含めることもできるが、この場合においては国債証券、地方債証券及び特殊債証券を除き、普通社債券と金融債券の発行体別上位10銘柄を表示することとする。
 - (ロ) 組入資産の上位20発行体別組入比率の状況 公社債と短期金融資産を区分せず、合算して発行体名及び組入比率を表示するものとする。ただし、国債証券、地方債証券及び特殊債証券を含めて表示する場合には、国債証券、地方債証券及び特殊債証券を除き、発行体別に上位20銘柄を表示することとする。
- (3) 格付別組入資産の純資産総額に対する比率 公社債及び短期金融資産に区分して、信用格付業者等による信用格付及び当該委託会社が発行会社の財務内容等を基に判断した格付毎に組入比率(純資産総額に対する評価額の比率をいう。)を表示するものとする。

(任意開示対象投資信託)

第12条 規則第20条に規定する細則で定める投資信託は、次に掲げる投資信託とする。

- (1) 私募の投資信託
- (2) 上場投資信託(政令第12条第1号及び第2号に規定する投資信託並びに租税特別措置法第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。)
- (3) クローズド期間中の単位型投資信託

- (4) 財形型投資信託
- (5) ミリオン型投資信託
- (6) マネープール型投資信託
- (7) 年金型投資信託（確定拠出年金又は変額年金専用の投資信託）
- (8) 純資産総額が1億円未満又は受益者数が50名未満の投資信託
- (9) 投資信託約款等で、組入銘柄の入替を原則として行わない旨を謳っている投資信託
- (10) その他第1号から第9号までの投資信託に類する投資信託

（交付対象区分等に該当する場合の特例表示事項）

第13条 規則第22条第14号に規定する細則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号、以下「再エネ特措法」という。）の制度の概要
- (2) 収益を生じる源泉となる事業等の具体的実績
- (3) 認定事業者（同法第2条第5項に定めるものをいう。以下同じ。）が認定発電設備（同項に定めるものをいう。以下同じ。）を用いて発電した再生可能エネルギー電気（同条第1項に定めるものをいう。以下同じ。）が交付対象区分等（同法第2条の2第1項に定めるものをいう。以下同じ。）に該当する場合は、投資主が前号の実績を評価する上で参考となる情報として、認定事業者が受け取る供給促進交付金（同法第2条の2第2項に定めるものをいう。以下同じ。）の基準価格（同法第2条の3第1項に定めるものをいう。以下同じ。）からの算出方法
- (4) 前各号に掲げるもののほか、投資主が組入資産の明細を理解することに資する事項

第14条 前条の規定は、規則第26条第14号に規定する不動産投資法人の交付対象区分等に該当する場合の特例表示事項について準用する。

（不動産投資信託の不動産等以外の資産の区分）

第15条 規則第22条第15号に規定する不動産投資信託の不動産等及び資産対応証券等以外の資産の区分すべき資産の種類は、次に掲げる資産の種類とする。

- (1) 株式及び投資証券
- (2) 株式及び投資証券以外の有価証券
- (3) 信用取引に係る有価証券
- (4) 特定取引及び為替予約取引
- (5) その他特定資産

（不動産投資法人の不動産等以外の資産の区分）

第16条 前条の規定は、規則第26条第15号に規定する不動産投資法人の不動産等及び資産対応証券以外の資産の区分すべき資産の種類について準用する。

(交付対象区分等に該当する場合の特例表示事項)

第17条 規則第29条第14号に規定する再生可能エネルギー発電設備の価格に重要な影響を及ぼす事項として細則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 再エネ特措法の制度の概要
- (2) 収益を生じる源泉となる事業等の具体的実績
- (3) 認定事業者が認定発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気が交付対象区分等に該当する場合は、投資主が前号の実績を評価する上で参考となる情報として、認定事業者が受け取る供給促進交付金の基準価格からの算出方法
- (4) 前各号に掲げるもののほか、投資主が組入資産の明細を理解することに資する事項

第18条 前条の規定は、規則第34条第14号に規定するインフラ投資法人の交付対象区分等に該当する場合の特例表示事項について準用する。

(インフラ投資信託のインフラ資産等及びインフラ関連資産以外の資産の区分)

第19条 規則第29条第15号に規定するインフラ投資信託のインフラ資産等及びインフラ関連資産以外の資産の区分すべき資産の種類は、次に掲げる資産の種類とする。

- (1) 株式(インフラ投資信託及びインフラ投資法人に関する規則(以下、「インフラ投信等規則」という。)第3条第6項第1号に規定するものを除く。以下同じ。)及び投資証券(インフラ投信等規則第3条第6項第6号に規定するものを除く。以下同じ。)
- (2) 株式及び投資証券以外の有価証券
- (3) 信用取引に係る有価証券
- (4) 特定取引及び為替予約取引
- (5) その他特定資産

(インフラ投資法人のインフラ資産等及びインフラ関連資産以外の資産の区分)

第20条 前条の規定は、規則第34条第15号に規定するインフラ投資法人のインフラ資産等及びインフラ関連資産以外の資産の区分すべき資産の種類について準用する。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、(株)ジャスダック証券取引所の取引開始日から実施する。

附 則

この改正は、平成17年5月19日から実施する。

附 則

この改正は、平成18年 5月24日から実施する。

附 則

この改正は、平成18年 6月19日から実施する。

附 則

この改正は、平成19年 1月19日から実施する。

附 則

この改正は、平成19年 9月30日から実施する。

ただし、改正後の規定は実施日以降新たに開始する計算期間から適用する。

附 則

この改正は、オプション証券等が株式会社大阪証券取引所に上場される日から実施する。

ただし、実施日前に計算期間が開始された投資信託財産については、なお従前の例によることができる。

附 則

この改正は、平成21年 1月16日から実施する。

附 則

この改正は、平成21年 3月19日から実施する。

附 則

この改正は、平成21年 9月16日から実施する。

附 則

この改正は、平成23年 1月 1日から実施し、同日以降の日を開示の基準とする月次開示から適用する。

附 則

1. この改正は、平成 24年 6月 1日から実施し、実施日以降、決算の到来する投資信託の運用報告書から適用する。
2. 前記 1にかかわらず、正会員が当該実施日までの間に改正後の規定に基づく運営を行うことを妨げない。

附 則

この改正は、平成25年 1月 4日から実施する。

附 則

1. この改正は、平成26年12月1日から実施し、実施日以後に到来する新投信法第14条第1項に規定する作成期日に係る投資信託の運用報告書（全体版）及び交付運用報告書について適用し、同日前に到来した旧投信法第14条第1項に規定する作成期日に係る運用報告書については、なお従前の例による。
2. 投信法附則第38条（検討）に「政府は、この法律の施行後5年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定されていることを踏まえ、それに対応した措置を講ずるものとする。

*改正条項は、次のとおりである。

第8条を改正。

附 則

この改正は、平成26年12月1日から実施し、実施日以後に到来する新投信法第14条第1項に規定する作成期日に係る投資信託の運用報告書（全体版）及び交付運用報告書について適用し、同日前に到来した旧投信法第14条第1項に規定する作成期日に係る運用報告書については、なお従前の例による。

*改正条項は、次のとおりである。

第2条第7号、第6条第12号、第7条第7号を新設。号ずれの整理。

附 則

この改正は、平成27年7月16日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

第15条、第16条を新設。

附 則

この改正は、平成29年5月18日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

第11条第3号を削除。号ずれの整理。

附 則

この改正は、令和元年9月30日から実施する。

*「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」の一部改正（令和元年9月30日実施）に伴う号ずれの修正。

附 則

この改正は、令和4年5月19日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

第13条、第14条、第17条、第18条を新設。条ずれの整理。

附 則

この改正は、令和5年1月19日から実施する。

ただし、この改正の際現に存するMRF等については、令和5年7月19日までの間は、従前の規定によることができるものとする。

*改正条項は、次のとおりである。

第8条第4号、第11条の2第1号、第11条の2第2号（イ）の改正及び第11条を削除。